

つくば市立図書館資料収集及び保存に関する方針

最終決裁 令和6年12月27日

(趣旨)

第1条 この方針は、つくば市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集、保存及び廃棄に関し、必要な事項を定める。

(収集の基本)

第2条 図書館は、人間活動のあらゆる面に係わる資料を収集及び提供することにより、学校教育を含む生涯にわたる学習を支援する公共機関である。このような観点に立って、市民の要求に応えられる資料の充実及び確保を図るため、図書館の資料収集における基本的な考え方を次のとおりとする。

- (1) 乳幼児から高齢者まで幅広い年代層にわたる利用者からの多様な要望に対応できるように、標準的な資料を中心にして、市民の学習、教養及び娯楽等に資するとともに、基礎的な専門調査に耐えうる資料を収集する。
- (2) つくば市立中央図書館、つくば市立図書館条例（令和6年つくば市条例第48号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する分室、条例第3条に規定する閲覧所及び移動図書館（以下「閲覧所等」という。）とのネットワークを考慮し、図書館全体として体系的な資料収集を行う。

(収集の方針)

第3条 前条の規定に基づく資料収集の方針は次のとおりとする。

- (1) 図書館法の理念にふさわしい資料を収集する。
- (2) 市民の生涯にわたる多様な要求に十分対応できるような資料を収集する。
- (3) 研究学園都市にふさわしい資料を収集する。
- (4) 国際都市にふさわしい資料を収集する。
- (5) 地域資料及び市政資料を網羅的に収集する。

(収集の留意)

第4条 資料の収集に当たっては、法の規定を順守し、特に次のことに留意する。

- (1) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的及び党派的立場にかかわらず多様な資料を収集する。
- (3) 図書館職員の個人的な関心や好みによる収集は厳に慎むものとする。
- (4) 個人及び各種団体からの圧力又は干渉に左右されることなく資料を収集する。
- (5) 次の資料は原則として収集しないものとする。

ア 人権・プライバシーを侵害する資料

イ 特定の機関、個人、団体の宣伝となる資料

ウ 特定の機関、個人、団体を中傷するような資料

エ 公序良俗に著しく反する、又は犯罪を助長するような資料

オ 性的表現が過激な資料

- (6) 次の資料の収集に当たっては、十分検討する。

ア 特殊装備の資料及び形態が複雑な資料

イ 取得価格が著しく高額な資料

(他館との連携)

第5条 資料の収集に当たっては、茨城県立図書館及び県内公共図書館等との連携、協力を努める。

(収集の基準)

第6条 資料収集の基準は次のとおりとする。なお、詳細は別表1のとおりとする。

- (1) 一般図書 各分野の基本的なものを中心に幅広く収集する。また、つくば市が実施する事業に関連する資料は積極的に収集する。
- (2) 児童図書 一般図書の収集基準に準じ、乳幼児から小学生（以下「児童」という。）を対象とした資料を収集する。また、学校図書館との連携を深めるために次の資料を収集する。

ア 調べ学習を支援する資料

イ 学校教育を補い、自学自習を促す資料

ウ 児童が読書の楽しみを享受できる資料

エ 団体貸出しの要望に応えるために適切な数の複本

(3) ヤングアダルト図書 一般図書の収集基準に準じ、主に中高生のための資料を幅広く収集する。あわせて、進学及び就職に役立つ資料も収集する。

(4) 視聴覚資料 幅広い年代からの利用に応えられるように図書収集基準に準じ、次のものを収集する。

ア DVD

イ CD

ウ その他の視聴覚資料

(5) 参考図書 調査・研究の参考となる資料として、辞典、事典、年鑑、白書、統計書、目録等を幅広く収集する。

(6) 地域資料 つくば市関連の資料を中心に収集する。

(7) 市政資料 つくば市が発行した行政資料は全て収集する。

(8) 逐次刊行物 各分野の雑誌を基本的なものを中心に幅広く収集する。また、新聞は主要全国紙及び茨城県内地方紙を中心に外国語新聞等も収集する。

(9) 障害者用資料 図書館の利用に支障のある方が利用しやすい資料を収集する。

(10) 外国語図書 外国語で書かれた一般的な資料をできる限り多様な言語で収集する。

(11) その他 次の資料を収集する。

ア 地図

イ 電子情報資料

(寄贈資料)

第7条 寄贈資料は、次のとおりとし、第1号及び第4号は視聴覚資料も含むものとする。

(1) 地域資料及び市政資料

- (2) つくば市と特に関わりの深い資料
 - (3) 外国語図書
 - (4) 官公庁が刊行する公的価値の高い資料
- (資料の保存)

第8条 図書館が収集した資料の保存年数は別表2のとおりとし、受入日から起算する。

(資料の除籍)

第9条 図書館が収集した資料は、前条の規定による保存年数の経過後に除籍する。ただし、次に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず除籍することができる。

- (1) 汚損若しくは破損が甚だしく補修できない資料又は補修する価値がないと認められた資料
- (2) 蔵書点検により4回連続して所在が不明な資料又は災害時の事故により所在不明若しくは利用不能となった資料
- (3) 貸出資料のうち、度重なる督促手続にもかかわらず、返却期限から5年以上経過した未返却資料
- (4) 数値や内容等の変化に伴い、利用に耐えられなくなった資料、最新版若しくは同一主題より優れた資料との代替が可能な資料又は今後利用の見込みが少ない複本資料

(除籍等の留意)

第10条 除籍の際、特に留意を必要とする資料は次のとおりとする。

- (1) 地域資料及び市政資料
- (2) 参考図書
- (3) 全集及び叢書
- (4) 高価な資料又は資料的に価値があり保存が必要な資料
- (5) 保存年数を過ぎても、過去3年間のうちで貸出実績のある資料

(除籍の手続)

第11条 除籍対象に該当する資料は、つくば市物品規則第23条の規定に基づ

き、所定の事務手続を経て除籍を決定する。ただし、新聞についてはこの限りではない。

2 除籍の決定後、原簿に除籍した旨を記録する。

(資料の廃棄)

第12条 除籍資料の廃棄は、つくば市物品規則第24条の規定に基づき行い、次の手順を踏み有効活用を図るものとする。ただし、視聴覚資料は、著作権法上の理由により除くものとする。

(1) つくば市立の施設への譲渡

(2) 市民への譲渡

2 前項の方法で有効活用を図れなかった又は図れない除籍資料については、適切に廃棄する。

(その他)

第13条 この方針は、分室及び閲覧所等についても準用する。ただし、第6条第4号の視聴覚資料は収集しない。また、第7条の寄贈資料について分室はこの限りではない。

附 則

この方針は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年12月27日から施行する。

別表 1

一般図書	(1) 各分野の代表的な原典・入門書・解説書を重点的に収集する。 (2) 出版から1年以内の新刊書を重点的に収集する。 (3) 原則として単行本を中心に収集する。ただし、利用度の高いものは文庫本等も収集する。 (4) 時事制・話題性のあるものは、積極的に収集する。 (5) 専門書は、収集しない。専門的な資料は必要なものを収集する。 (6) 貴重書は、必要なものは極力収集する。 (7) 叢書・全集の収集に当たっては十分に検討する。 (8) 欠本の補充や汚破損本の更新に努める。 (9) 学習参考書、問題集等は原則として収集しない。 (10) 賭博的娯楽関係、火器銃砲関係、性生活関係の資料の収集に当たっては十分に検討する。 (11) 分野毎に次の点に留意して収集する。 (総記) ア 情報科学・コンピューターに関する資料は、技術書・実用書も収集する。 イ 図書館に関する資料は、積極的に収集する。 (哲学・宗教) ア 宗教は、客観的に書かれた資料をかたよりなく収集する。 イ 心霊研究に関する資料は原則として収集しない。 (歴史・地理) ア 歴史は、各国（地域）・各時代にわたり幅広く収集する。 イ 伝記は、各分野の代表的な人物を中心に、多様な視点から収集する。 ウ 旅行案内・観光案内等は、最新で正確な資料を収集する。 エ つくば市の姉妹都市に関する資料は、積極的に収集する。 (社会科学)
------	--

	ア 各国（地域）の政治・社会・文化事情に関する資料は、多様な視点から幅広く収集する。 イ 政治団体等の著作物は、資料的価値の高いものを収集する。 ウ 日常生活に係わる法律・税・年金等に関する資料は、実用書も含めて最新のものを収集する。 エ 教育に関する資料のうち、教科書の手引等は収集しない。 オ 風俗習慣・民俗学に関する資料は、各国（地域）にわたり収集する。 （自然科学） ア 最新の資料を積極的に収集する。 イ 健康に関する図書のうち、健康法の紹介を主たる内容とする資料については厳選する。 （技術・家政） ア 最新の資料を積極的に収集する。 イ 家政学は実用書を中心に収集する。 （産業） ア 最新の資料を積極的に収集する。 イ 実用書を中心に収集する。 （芸術） ア 鑑賞及び制作・実技に関する資料は、幅広く収集する。 イ 絵画集・版画集・写真集は、資料的価値の高いものを収集する。 ウ 楽譜は原則として収集しない。 （言語） 実用書を中心に多様な言語についての資料を収集する。 （文学） ア 文学評論・作品研究・作家研究の資料を幅広く収集する。 イ 古典・ロングセラーは積極的に収集する。
--	--

	ウ 詩歌は、評価の定まったものを中心に、鑑賞・理論・創作を含め幅広く収集する。 エ 文学作品（小説等）は積極的に幅広く収集する。
児童図書	（１）子どもの発達段階に応じた各分野の資料を幅広く収集する。 （２）各種課題図書、推薦図書を収集する。 （３）しかけ付き、付録付きの資料の収集に当たっては、十分に検討する。 （４）分野毎に、次の点に留意して収集する。 （文学） ア 定評のある資料は積極的に収集する。 イ 原作を要約した資料の収集に当たっては、十分に検討する。 （絵本） ア 基本図書又は基本的図書を積極的に収集する。 イ 原作を要約した資料の収集に当たっては、十分に検討する。 （紙芝居） ア 紙芝居の特徴を十分にいかした資料を収集する。 イ 生活や行事をテーマにしたものは、積極的に収集する。 ウ 特殊な形態の資料は収集しない。 （その他の資料） ア 内容が正確で分かりやすい資料を収集する。 イ 最新の資料を積極的に収拾する。 ウ 各分野にわたり幅広く収集する。 エ 心霊研究に関する資料は内容を十分に検討し収集する。
ヤングアダルト図書	（１）「今」の社会現象を適切に捉え、関心の高い、生活や娯楽のための情報を主題とした資料を幅広く収集する。 （２）中高生の学校生活及び家庭生活の中で直接・間接に役立つ資料を収集する。

	(3) 中高生を主たる対象に出版された資料を特に留意して収集する。 (4) 性・進路等、思春期にまつわる問題についての資料を収集する。 (5) コミック及びライトノベルは現在広く読まれているものを中心に収集する。ただし、性的、暴力的な描写の強いものに関しては、中高生への影響について十分に考慮する。
視聴覚資料	(1) 活字資料では提供できない世界を音声や映像によって再現した内容のものを幅広く収集する。 (2) 茨城県に関する資料を積極的に収集する。 (3) 破損等の資料の補充に努める。 (4) 劇映画については、次の点に留意して収集する。 ア 主要な映画作家の主要な作品を収集する。 イ 芸術性、文化性及び娯楽性を考慮し収集する。 ウ 記録映画及び社会問題を扱った作品を収集する。 エ 映画祭等で評価された作品を積極的に収集する。 オ 外国映画は、原則的に字幕解説付のものを収集する。 (5) アニメーションについては、次の点に留意して収集する。 ア 豊かな情操を養う作品を収集する。 イ 各年齢層を対象とした作品を幅広く収集する。
参考図書	(1) 各分野の事典、辞典、便覧、図鑑、年表、年鑑、白書、地図帳、統計集、法規、書誌、索引、目録などを収集する。 (2) 年鑑、白書等の定期刊行物は継続して収集する。 (3) 収集に当たっては、最新版への更新に努める。
地域・市政資料	(1) つくば市に関する資料を積極的に収集する。 (2) 茨城県に関する資料は、必要に応じて収集する。 (3) 茨城県内出身又は茨城県内在住者の資料は、必要に応じて収集する。ただし、全国的に著名な人の全国規模の出版物は、原則として地域資料として扱わない。

	(4) 職員録、同窓会名簿等は収集しない。
逐次刊行物	(1) 雑誌 ア 各分野で評価の定まっているものを調査し、幅広く収集する。 イ 収集に当たっては内容を十分に検討する。 ウ 外国語雑誌は広く読まれているものを中心に収集する。 エ 児童向け雑誌を収集する。 オ 地域の雑誌は、つくば市で刊行されているものを中心に収集する。 カ 雑誌の欠号は必要に応じて補充する。 キ 次の資料は収集しない。 (ア) 漫画雑誌 (イ) 学習雑誌 (ウ) パズル雑誌、懸賞雑誌 (2) 新聞 ア 全国紙は、一般に広く読まれているものを収集する。 イ 茨城県内地方紙等を収集する。 ウ 専門紙及び政党機関紙は必要に応じて収集する。 エ 外国語で書かれた新聞を収集する。 オ 児童・青少年向け新聞を収集する。
障害者用資料	録音図書、点字図書、点字絵本、点字雑誌、大活字図書、LLブックを収集する。
外国語図書	(1) 一般図書は、実用書も含め各分野・各言語の資料を幅広く収集する。 (2) 児童図書は、文学・絵本を中心に各言語の資料を収集する。
地図	(1) 茨城県内の市町村住宅地図を収集する。 (2) その他、特殊な地図は必要に応じて収集する。
電子情報資料	(1) データベースは、参考業務に活用できるものを選定する。

	(2) 電子書籍は原則として図書資料の選定基準を準用するが、電子書籍の特性を生かせるものについては、十分に留意して選定する。
移動図書館資料	移動図書館は、図書館サービスを広く提供するため、限られたスペースの中で、地域の特性や利用者の要求にあった最新の図書をそろえる必要があるので、次の点に留意して収集する。 (1) 一般図書 ア 文芸書 (ア) 収集に当たっては、一般図書の約半数を占めるように努める。 (イ) ベストセラーや多くの利用者に好まれるものは、複本を用意する。 (ウ) 外国文学は、十分検討して収集する。 イ 教養・実用書 (ア) 家事・園芸・健康・旅行・教育、その他気軽に読めるものに重点をおき、収集する。 (イ) 各分野の最新情報を幅広く収集するため、内容が一過性のもものは、十分検討して収集する。 ウ 原則として収集しない資料 (ア) 全集 (イ) 専門書 (ウ) 外国語資料 (エ) 取扱いが困難な変型本 (2) 児童図書 ア 読みものが、児童図書の約半数を占めるように努める。 イ 子どもに好まれるものを中心に、複本を用意する。 ウ 紙芝居は利用の多いものを収集する。 エ 学校の教材として利用が見込まれるものは、積極的に複本を用

	意する。 (3) その他 逐次刊行物及び視聴覚資料は収集しない。
--	---

別表 2（第 8 条関係）

資 料	内 容	保存期間
図 書	つくば市に関する地域資料 市政資料	永年
	旅行ガイドブック 参考資料のうち年鑑・白書等の逐次刊行図書	5 年
	その他	10年
新 聞	茨城県内地方紙 全国紙	2 年
	その他 (分室が収集している新聞)	1 年 (6 月)
雑誌	児童雑誌・図書館雑誌・美術雑誌・点字雑誌	永年
	同じ内容が電子情報資料や図書資料で閲覧できる資料 最新の情報が求められる資料 外国語週刊誌	1 年
	その他	2 年
視聴覚資料	地域資料 市政資料	永年
	その他	10年
広報紙	つくば市が発行した広報紙、議会だより	永年
	音訳、点訳された広報紙	1年